

令和7年度 無償化に伴う施設等利用給付の支給申請のご案内

施設等利用給付認定を受けて認可外保育施設等※を利用する方は、保育料や利用料の助成が受けられます。助成を受けるためには、申請期間中に必要書類をご用意の上、保育幼稚園課に支給申請をしてください。

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業を指します。

1. 支給日・申請期間

支給対象月までの支給額を指定の口座に振り込みます。

支給日		支給対象月	受付期間
第1期	令和7年8月15日頃	4月分～6月分	令和7年6月2日(月)～令和7年7月15日(火)
第2期	令和7年11月15日頃	4月分～9月分	令和7年9月1日(月)～令和7年10月15日(水)
第3期	令和8年2月15日頃	4月分～12月分	令和7年12月1日(月)～令和8年1月15日(木)
第4期	令和8年5月15日頃	4月分～翌3月分	令和8年3月2日(月)～令和8年4月15日(水)

2. 必要書類

浦安市ホームページからダウンロードできます。

① 施設等利用費支給申請書

記入例を参考にご記入ください。裏面「4. 施設等利用費の請求内訳」もご記入ください。

ちば電子申請サービスにて申請する場合は、不要です。

② 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書（施設記入用）

利用施設に記入を依頼してください。その際、「施設等利用給付認定通知書」の提示を求められる場合があります。利用施設の指示に従ってください。原則、再発行はできませんので申請を行うまで大切に保管してください。

3. 給付の金額

各認定区分の給付上限額の範囲内で支給します。

認定区分	要件	月額給付上限	幼稚園や認定こども園（1号）に通っている方の月額給付上限
2号認定	保護者の就労や疾病等により 保育の必要性 があること	37,000円	11,300円
3号認定	2号認定の要件かつ市民税非課税世帯 であること	42,000円	16,300円

※特定子ども・子育て支援利用料以外の費用（日用品、教材費、食材料費等）は施設等利用給付の対象となりません。

※月途中で「利用開始」又は「利用終了」する場合及び「市外からの転出」又は「市外への転出」がある場合は、給付上限額が月割りになります。
（月割りの計算方法は利用施設により異なります）

裏面に続く

4. 申請方法



① 電子申請

- 以下の URL または右記の二次元コードから、ちば電子申請サービスの申請ページへ
https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39183
- 説明文をよくお読みいただき、必要事項を入力・選択してください。
- 施設から取得した「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書」を写真に撮り、必ず添付してください。

② 郵送（期日必着）

以下のページIDより申請書式をダウンロード後、必要事項を記入、添付書類を揃えて、受付期間内に郵送（レターパック、特定記録、簡易書留など追跡可能な方法を推奨）してください。

③ 窓口持参

以下のページ ID より申請書式をダウンロード後、必要事項を記入し、添付書類を揃えて、受付期間内に保育幼稚園課窓口（市役所 2 階）へ持参してください。

5. 認定申請時の内容から変更がある場合

認定申請後に、就労先の変更などの理由で「保育を必要とする理由」に変更がある場合、その他申請内容に変更がある場合、届出が必要となります。認定内容が事実と異なる場合、認定を取り消し、給付の対象外となりますので、変更がある場合は必ず手続きを行ってください。

また、施設等の利用中に浦安市外へ転出する場合、転出先の市区町村での認定、給付となりますので、転出先の市区町村で新たに施設等利用給付認定を申請してください。

6. 浦安市ホームページ「ページ ID」

浦安市ホームページの「サイト内検索」または「広報ページ ID 検索」から下記ページ ID を入力して検索すると、詳細が掲載されています。ぜひ、ご参照ください。

- 1026269 幼児教育・保育の無償化とは
- 1043607 幼児教育・保育の無償化の支給申請
- 1033676 保育の必要性の認定にかかる証明書

（問い合わせ先・提出先）

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市保育幼稚園課 認定・入園係

☎：047-712-6439（直通）